

東京海上・インド・オーナーズ株式オープン

追加型投信／海外／株式

設定・運用：東京海上アセットマネジメント株式会社



第6期決算における分配金のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「東京海上・インド・オーナーズ株式オープン」(以下、「当ファンド」)は、2026年3月9日に第6期決算を迎えました。基準価額水準および市況動向等を勘案し、以下の通り、当期の分配金を**1,700円(1万口当たり、税引前)**としたことをお知らせいたします。

なお、同日付の(分配落ち後の)基準価額は、19,287円(1万口当たり)です。

2026年3月9日時点(1万口当たり)

当期の分配金(税引前)	設定来累計(税引前)	基準価額	基準価額 (税引前分配金再投資)
1,700円	8,800円	19,287円	30,715円

※基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前分配金を再投資したと仮定して計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

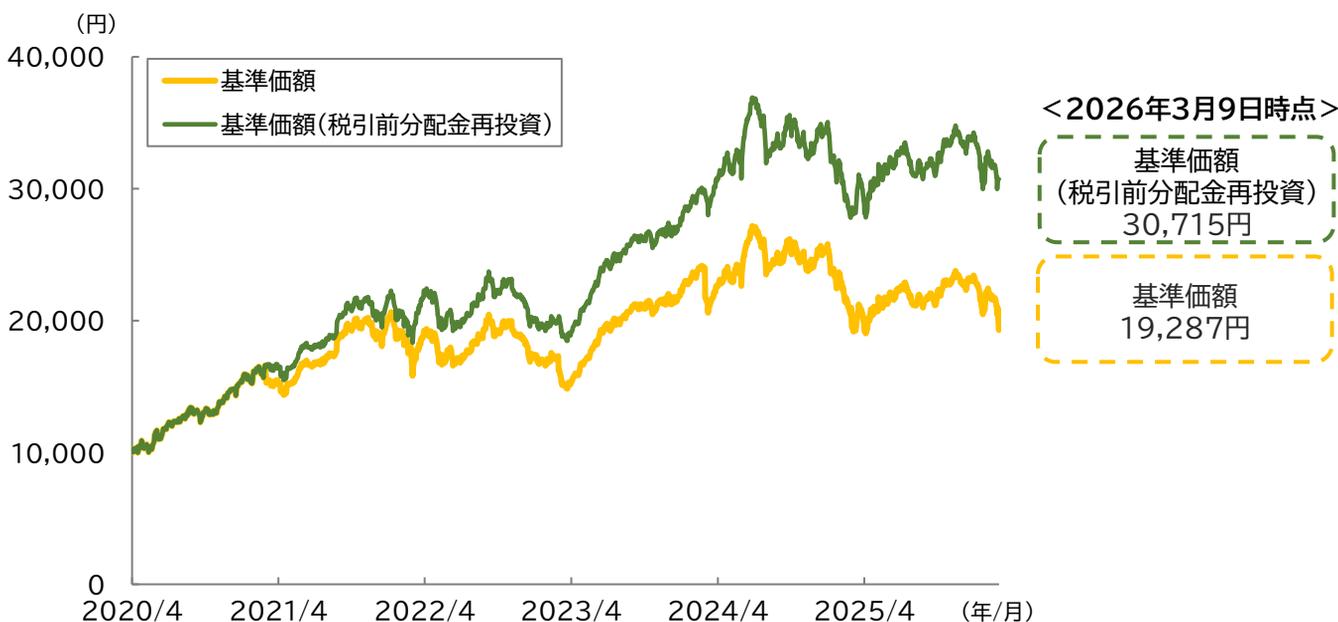
第1期～第3期 (2021年3月8日～ 2023年3月7日)	第4期 (2024年3月7日)	第5期 (2025年3月7日)	第6期 (2026年3月9日)
各1,200円	2,000円	1,500円	1,700円

※将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

基準価額の推移

期間：2020年4月8日(設定日)～2026年3月9日、日次



※基準価額、基準価額(税引前分配金再投資)は1万口当たり、信託報酬控除後で、分配金は、1万口当たり、税引前のものです。
 ※基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前分配金を再投資したと仮定して計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。



当決算期間(2025年3月8日～2026年3月9日)の振り返り

※文中の寄与度上位・下位の業種および銘柄は、2026年2月27日までの情報に基づきます。

当期のインド株式市場は上昇しました。2025年4月にトランプ関税の影響で一時的に下落したものの、その後はグローバル市場やアジア市場が高値を更新する中、2026年1月初にかけて幾度か高値更新が続くなど、概ね堅調な推移となりました。以降は値動きの荒い展開となり、1年半ばかり下旬にかけては決算発表への警戒感などから下落した後、2月上旬には米国との貿易交渉合意やEUとのFTA交渉妥結を好感して一時反発したものの、世界的なAI関連銘柄の割高感や、AIがソフトウェア関連企業のサービスを代替するとの懸念が広がり、情報技術セクターを中心に再び下落しました。

外国為替市場では、インド中銀の継続的な利下げ姿勢を受けてインドルピーが米ドルに対して弱含みましたが、円も米ドルに対して下落したことから、対円では底堅い推移となりました。

ご参考:インド株式と為替の推移

期間:2025年3月7日(前決算期末)～2026年3月9日(当決算期末)、日次



※インド株式はMSCIインド指数(配当込み、インドルピーベース)です。なお、同指数は当ファンドのベンチマークではありません。

出所:ブルームバーグ

そうした市場環境下で、当ファンドの基準価額(税引前分配金再投資)は、7.5%上昇しました。

業種別では、資本財や素材などが上昇した一方、不動産、情報技術が下落しました。個別銘柄では、消費回復に伴う貸出増加が期待された銀行やノンバンクの銘柄が上昇し、プラス寄与しました。一方、株価の割高感が警戒されて下落した一部の消費関連銘柄や鋼管メーカーがマイナス寄与しました。

当ファンドの運用では、インド企業の中から経営者が実質的に主要な株主である企業(いわゆる「オーナー企業」)を主要投資対象としています。投資銘柄の選定に際しては、経営者のリーダーシップが発揮されることが期待され、なおかつ企業の成長性・収益性に比較して割安と判断される銘柄でポートフォリオを構成しました。



運用チームからのメッセージ

私は現在「東京海上・インド・オーナーズ株式オープン」の運用を担当しています。

インド株式は足元上値の重い展開となっていますが、中長期的には、巨大な人口を抱えていることに加えて生産年齢人口が多く、高所得者層の増加による消費拡大を背景に、上昇基調を維持すると見えています。また、短期的に見てもインド経済は利下げやGST(物品・サービス税)税率引き下げによる消費回復が期待できることに加え、2月初に発表された2026-27年度予算で打ち出された製造業振興が製造業の業績回復にも追い風になると考えています。

世界屈指の経済成長が期待されるインドには、魅力的なオーナー企業が数多く存在します。当ファンドの運用では、引き続きオーナー経営者のリーダーシップが発揮されると見込まれ、成長性・収益性に比較して割安と判断される銘柄に投資する方針です。

今後も皆さま一人ひとりの資産形成のお役に立てるファンドをめざして参ります。



東京海上アセットマネジメント
シニアファンドマネージャー
秋澤宏典

※上記には当資料作成時点における東京海上アセットマネジメントの見解を含みます。

※上記は個別銘柄への投資を推奨するものではありません。また、今後のファンドへの組み入れを保証するものではありません。

※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

ファンドの主なリスク

投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、**投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。**

運用による損益は、全て投資者に帰属します。

投資信託は**預貯金や保険と異なります。**

ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価格変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。また、ファンドでは、比較的少数の銘柄への投資を行うことがあるため、より多くの銘柄への投資を行うファンドと比べて、1銘柄の株価変動が投資全体の成果に及ぼす影響度合いが大きくなる場合があります。
為替変動リスク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となる場合があります。また、投資対象国・地域には新興国が含まれています。新興国を取巻く社会的・経済的環境は不透明な場合もあり、金融危機、デフォルト(債務不履行)、重大な政策変更や様々な規制の新たな導入等による投資環境の変化が、先進国への投資に比べてより大きなリスク要因となることがあります。さらに、新興国においては市場規模が小さく流動性が低い場合があり、そのため組入資産の価格変動が大きくなる場合があります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

① 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用(購入時・換金時)

購入時手数料	購入価額に 3.3%(税抜3%) の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額の 0.5%

投資者が信託財産で間接的に負担する費用(保有時)

運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、 年率1.903%(税抜1.73%) を乗じて得た額
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。 ・監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用 ファンドの純資産総額に年率0.011%(税込)を乗じて得た額(上限年99万円)を日々計上し、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。 ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 ・資産を外国で保管する場合にかかる費用 ・信託事務等にかかる諸費用 ※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

ファンドの関係法人

■お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は

商号(五十音順)	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物取引業 協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3283号	○	○		○
株式会社 イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○			
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○	
株式会社 SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
株式会社 SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社 SBI証券)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社 SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○	
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第24号	○			○
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
株式会社 三菱UFJ銀行(インターネット専用)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

※三菱UFJ eスマート証券株式会社は、一般社団法人日本STO協会に加入しています。(本情報は、販売会社からの依頼に基づき記載しております。詳しくは各販売会社にお問い合わせください。)

※販売会社によっては、現在、新規申込みの取扱いを中止している場合があります。

■設定・運用・お問い合わせは

東京海上アセットマネジメント

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

サービスデスク 0120-712-016

※受付時間:営業日の9時~17時

商号等:東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号

加入協会:一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

[収益分配金に関する留意事項]

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかつた場合も同様です。

[当資料で使用している市場指数について]

■MSCI India Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

[一般的な留意事項]

●当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。投資信託説明書(交付目論見書)は販売会社までご請求ください。
●当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表などの内容は、将来の運用成果や市場環境の変動などを示唆・保証するものではありません。●投資信託は、値動きのある証券など(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。●投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。●投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。●投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。●登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。